

○長野県警察災害警備計画の制定について

令和4年3月4日

例規第3号県警察本部長

部・課（隊・所）長

警察学校長

警察署長

災害警備対策を的確に推進するため、次のとおり長野県警察災害警備計画を制定し、令和4年3月4日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底を図り、災害警備対策に遺漏のないようにされたい。

なお、長野県警察災害警備計画の制定について（平成8年8月26日例規第15号）は、廃止する。

長野県警察災害警備計画

目次

第1章 総則（第1—第4）

第2章 震災対策

第1節 災害警備方針（第5—第8）

第2節 災害に備えての措置（第9—第30）

第3節 災害時における措置（第31—第49）

第4節 災害復旧・復興（第50—第53）

第3章 東海地震対策

第1節 東海地震に関連する情報の受理時の警備体制（第54—第62）

第2節 地震防災上必要な訓練及び教養（第63—第66）

第4章 南海トラフ地震対策

第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置（第67—第72）

第2節 地震防災上必要な訓練及び教養（第73—第76）

第5章 その他の自然災害対策

第1節 風水害対策（第77—第80）

第2節 火山災害対策（第81—第85）

第3節 雪害対策（第86—第90）

第6章 事故災害対策

第1節 基本方針（第91・第92）

第2節 事前の措置（第93・第94）

第3節 災害発生時における措置（第95・第96）

第7章 原子力災害対策

第1節 基本方針（第97・第98）

第2節 災害発生時における措置（第99—第102）

第1章 総則

第1 目的

この計画は、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）及び長野県警察の警備実施に関する訓令（昭和50年長野県警察本部訓令第15号）の規定に基づく災害警備実施並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第9条第1項に規定する地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第2条に規定する南海トラフ地震に係る南海トラフ地震臨時情報が発表された場合又は大規模な地震による災害（以下「大震災」という。）が発生した場合における警察活動に関し必要な事項を定め、もってその適正な実施を図ることを目的とする。

第2 構成

第2章の震災対策では、本計画全体を通じた災害警備の共通対策を記述するものとし、第3章から第7章までにおいては、それぞれの災害について、特記すべき事項を定める。

第3 実施方針

この計画の実施に当たっては、警察各部門が相互の連絡を密にして一体的な活動を行うとともに、関係機関の行う防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進に寄与するものとする。

第4 用語の定義

- 1 この計画において「災害」とは、次に掲げる原因により発生する被害をいう。
 - (1) 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
 - (2) 次に掲げるもののうち、多数の死傷者、行方不明者等を伴うもの
 - ア 旅客機の墜落等の大規模な航空機事故
 - イ 列車の衝突事故又は脱線事故
 - ウ 道路の陥没、トンネルの崩落等の道路構造物の被災等による事故
 - エ 危険物、高圧ガス、毒物、劇物、火薬類等の漏洩、流出、火災、爆発等の事故
 - オ 大規模な火事及び広範囲にわたる林野火災
 - カ 原子力災害による放射性物質等の大量放出事故
- 2 この計画において「事故災害」とは、1の(2)に定めるものをいう。
- 3 この計画において「大規模災害」とは、1で定める災害のうち、大規模なものをいう。

第2章 震災対策

第1節 災害警備方針

第5 準拠

災害の警備は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大震法その他の関係規定及びこの計画によるほか、別に定めるところによる。

第6 災害警備計画の策定

長野県警察本部長（以下「本部長」という。）及び警察署長は、災害の規模に応じた災害警備本部の体制、指揮命令系統の確立及び機動力の確保並びに管内実態に即した被害情報の収集、伝達、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置が的確にとれるよう警備計画を策定するものとする。この場合において、警備計画は随時見直しを行い、管轄区域内の現状に対応できるものとする。

第7 災害警備及び被災者対策の重点

1 災害警備の重点は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 避難誘導
- (3) 二次災害の防止
- (4) 社会秩序の維持
- (5) 交通対策
- (6) 検視及び死体の調査
- (7) 広報活動
- (8) 通信の確保

2 被災者対策の重点は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出及び救助
- (2) 行方不明者の搜索及び調査
- (3) 相談所の開設並びに被災者、被災者の家族等に対する接遇及び情報伝達等

第8 警察職員の心構え

- 1 長野県警察職員（以下「警察職員」という。）は、災害警備の任務の重要性を自覚し、平素から関係法令、警備計画等の研究及び大規模災害の警備に関する知識・技能の習得に努めるとともに、有事即応の対策を講じておかなければならない。
- 2 災害警備に当たっては、沉着冷静かつ迅速的確に対処するとともに、一致協力し、全力を挙げて任務を遂行しなければならない。

第2節 災害に備えての措置

第9 警察職員の非常招集及び参集体制の整備

本部長及び所属長は、災害時（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）を想定し、警察職員の非常招集体制及び参集体制を整備するものとする。

第10 先遣隊及び県警察災害派遣隊の整備

本部長並びに長野県警察先遣隊の編成及び運用に関する訓令（平成2年長野県警察本部訓令第7号）の規定に基づく長野県警察先遣隊（以下「先遣隊」という。）及び長野県警察災害派遣隊の編成及び運用に関する訓令（平成24年長野県警察本部訓令第10号）の規定に基づく長野県警察災害派遣隊（以下「県警察災害派遣隊」という。）に係る長野県警察本部の所属長（第11において「警察本部関係所属長」という。）は、両隊が災害時に直ちに出動できるよう、平素からより災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練を行うとともに、招集及び出動体制の確立並びに装備資機材の整備を図るものとする。

第11 災害警備用装備資機材の整備充実

本部長並びに警察本部関係所属長及び警察署長（以下「関係所属長」という。）は、災害の発生に備え、長野県警察本部（以下「警察本部」という。）、警察署、交番及び駐在所の装備資機材の整備充実に努めるものとする。この場合において、小型重機、ショベルカー等借り受けて対応すべき資機材及び警察が保有している資機材で不足が予想されるものは、関係機関及び業者と借り上げ協定を結ぶ措置を講ずるものとする。

第 12 警察施設の災害対策

本部長及び関係所属長の行う警察施設の災害対策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時に災害応急対策の拠点となる警察施設は、その重要度を考慮し、耐震性及び耐火性の強化に努めるものとする。
- (2) 警察本部又は警察署の中核施設が損壊した場合、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性及び耐火性があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選定して、警察本部又は警察署の代替施設としての整備を図るものとする。
- (3) 保有する施設及び設備については、災害発生時の電源確保のため、非常用電源設備の整備に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備等に努めるものとする。

第 13 警察職員に対する教養及び訓練

- 1 本部長及び関係所属長は、災害の発生に備え、災害応急対策についての総合的な警備訓練を年 1 回以上行うものとする。この場合において、県、市町村等の関係機関と連携し、広く住民の協力を求めて総合的かつ実戦的訓練に努めるものとする。
- 2 本部長は、警察職員に対して次に掲げる事項について、計画的に教養及び訓練を行うものとする。
 - (1) 教養項目
 - ア 災害に関する知識
 - イ 災害警備の基本方針及び災害警備計画
 - ウ 大震災発生時における初動措置
 - エ 災対法、大震法その他の関係規定
 - オ 管轄区域内における被害予測
 - カ 災害用装備資機材の知識
 - キ 通信資機材の知識
 - ク 災害情報の分析及び報告要領
 - ケ 危険物に対する知識
 - コ 広報の実施要領
 - (2) 訓練項目
 - ア 要員の招集及び部隊の編成
 - イ 警備実施又は応援部隊の出動及び派遣
 - ウ 災害情報の収集及び伝達
 - エ 災害警備用装備資機材の操作
 - オ 住民等の避難誘導
 - カ 災害時の交通規制、放置車両等道路上の障害物の除去
 - キ 車両、警察用航空機、無人航空機、水中ドローン、通信資機材等の配備運用

- ク 被災者の救出、負傷者等の救護
- ケ 被留置者の避難等
- コ 広報

第 14 部隊運用に関する事前措置

関係所属長は、大規模災害の発生に備え、次に掲げる措置を講じておくものとする。

- (1) 部隊の給食、警察車両の給油等の補給体制については、現状を把握し、適切な対策を講ずるとともに、災害警備現場における不足物資の調達、輸送、配分等について最善の措置をしておくこと。
- (2) 災害時に警察災害派遣隊等の受援事務を円滑に実施するため、警察施設の活用に係る具体的な計画をあらかじめ策定するとともに、宿泊事業者やリネン供給事業者等の実態把握及び協力体制の確保を行うこと。
- (3) 非常用食料、飲料水、燃料、電池、救急薬品その他の災害警備用物資及び感染防護資機材について適切な備蓄及び調達体制の確立に努めること。
- (4) 部隊の宿舎について管轄区域の公共施設等の収容能力を調査し、管理者との協力体制を確立するとともに、部隊宿泊施設調査表（様式第 1 号）により把握すること。

第 15 情報収集及び報告体制の確立

- 1 関係所属長は、情報収集のため次に掲げる措置を講じること。

- (1) 災害時は、直ちに交番等の勤務員を情報の収集に当たらせるとともに、災害警戒本部又は災害警備本部が設置されるまでの初期的段階における情報を警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）（夜間及び休日を除く。）及び総合当直責任者（夜間及び休日に限る。）（以下「警備第二課長等」という。）並びに地域部通信指令課通信指令長（以下「通信指令長」という。）へ報告する体制の確立
- (2) 被災地を管轄する警察署員等による迅速な見たまま報告（発災直後に確認した周囲の被害状況等に関する報告をいう。第 34 の 2 の(1)において同じ。）の実施
- (3) ヘリコプターテレビシステム、無人航空機、水中ドローン、高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）、交通監視カメラ等により、画像情報の収集、伝達等が図れる資機材の整備
- (4) 県及び市町村の防災担当者との円滑な連絡を行うことができる緊密な協力関係の構築
- (5) 電気、電気通信、ガス及び水道業者、警備業者等との協力体制の確立
- (6) 総合防災情報システム（SOBO-WEB）の活用
- (7) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）上の情報収集体制の構築

- 2 本部長は、警備部警備第二課（以下「警備第二課」という。）（夜間及び休日を除く。）、総合当直（夜間及び休日に限る。）及び災害警戒本部又は災害警備本部並びに地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）に報告される情報を警察庁及び関東管区警察局に報告する体制を整備するものとする。

第 16 情報通信の確保

- 1 関係所属長は、大規模災害の発生に備え、通信用機材の整備充実に努めるとともに、次に掲げる措置を講じておくこと。

- (1) 警察通信施設の整備状況及び性能等の把握並びに有線・無線電話の回線構成図及び感度図等の整備
 - (2) 通信確保のための初動措置要領の作成及び警察通信施設以外の通信手段の確保
 - (3) 通信施設被災時における早期回復についての対策
 - (4) 県、市町村等の関係機関及び重要施設との通信途絶時の連絡方法の確立
 - (5) 遠隔地及び孤立のおそれがある地域との通信体制の構築
 - (6) 警察施設の新築、改築時における通信機器等の設置スペースの確保
 - (7) 耐震構造、免震構造等の導入による耐震性の向上
 - (8) 警察通信施設や非常用電源設備の定期点検の徹底
- 2 関係所属長は、災害発生時においても情報の管理を滞りなく行うため、次に掲げる事項の推進に努めること。
- (1) 耐震構造、免震構造等の導入による電子計算システムの耐震性の向上
 - (2) 停電時における機能確保のための非常用電源の確保
- 3 関係所属長は、災害発生後の速やかな機能を回復させるため、次に掲げる事項の推進に努めること。
- (1) システム構成の二重化等による警察情報システムの信頼性の向上
 - (2) バックアップの取得及び保管による重要データ等の保護

第 17 交通の確保に関する体制及び施設の整備

- 1 関係所属長が行う災害時における交通規制計画は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 災害による交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定すること。
 - (2) 災害発生時の迅速な交通対策実施のため、別に定める緊急交通路指定予定路線の交通規制計画及び交通検問計画並びに交通要点における警察官の配置計画を作成しておくこと。この場合において、関係機関の震災応急対策との調整に配慮するとともに、応援者の交通要点への配備計画も併せて考慮すること。
 - (3) 緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の撤去作業が迅速に実施できるよう、レッカー業者、土木・建設業者等の協力が得られる体制を確立しておくこと。
- 2 本部長及び関係所属長は、交通管制センター、信号機電源付加装置、交通情報板等交通管理施設についての耐震性の確保及び交通規制標識等装備資機材の整備充実並びに災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域交通管理体制の整備を図るものとする。
- 3 指定行政機関等に対し、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができること及び輸送協定を締結した民間事業者もその対象となることについて周知するとともに、緊急通行車両の確認事務を適切に行うため、警察職員への定期的な教養及び標章・証明書の備蓄を推進する。
- 4 本部長は、警備業者等と交通誘導の実施等に関する応援体制を確立しておくものとする。

第 18 運転者のとるべき措置の周知徹底

関係所属長は、平素から関係機関等と連携し、災害時に、交通の方法に関する教則（昭和 53 年国家公安委員会告示第 3 号）に基づく自動車運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

第 19 住民に対する避難誘導の措置

- 1 関係所属長は、警察活動を通じて、地域住民等に対して災害時の避難場所、避難路、避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。
- 2 関係所属長は、多人数の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難路の明示、照明・予備電源の確保等について助言すること。
- 3 本部長は、隣接県警察の管轄区域内において災害時の被災者の避難誘導に関し、長野県防災会議において必要な調整を行うものとする。
- 4 関係所属長は、災害時の適切な避難誘導を行うため、市町村等関係機関と緊密に連携し、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。）のうち、避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）その他災害時に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者等」という。）の実態把握に努めるものとする。
- 5 警察署長は、市町村から避難行動要支援者名簿（避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿をいう。以下同じ。）及び個別避難計画（避難行動要支援者について、避難支援等を実施するために避難行動要支援者ごとに作成される計画をいう。）に記載し、又は記録された情報（以下「名簿等情報」という。）の提供を受けた場合は、名簿等情報の漏えい防止等必要な措置を講ずるものとする。

第 20 帰宅困難者対策

関係所属長は、災害の発生に伴い公共交通機関が運行を停止し、大量の帰宅困難者の発生が予想されることから、平素から地方公共団体と連携して「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に関する基本原則や安否確認手段について積極的に広報するとともに、一時退避場所等の実態を把握し、帰宅困難者の誘導方法について検討するものとする。

第 21 被災者等への情報伝達体制の確立

- 1 関係所属長は、住民からの問い合わせに対応する体制を整備すること。
- 2 警察署長は、地域安全情報等の伝達体制の確立を図ること。

第 22 住民等の防災活動の促進

- 1 関係所属長は、長野県防災会議の主催する総合防災訓練及び自衛隊、自主防犯・防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練を通じて、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努めること。この場合において、訓練の実施に当たっては、住民等の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法の習熟、災害時に住民がとるべき措置について重点的に行われるよう配意すること。
- 2 関係所属長は、平素から各種講習会、研修会、交番駐在所ミニ広報紙・速報（以下「ミニ広報紙等」という。）等を通じて地域住民等に対し、災害発生時の被害予想を示しながらその危険性を周知させるとともに、家庭での安全対策、災害時にとるべき行動、避難場所での行動、家庭内の連絡体制の確保等防災知識の普及を図ること。

- 3 関係所属長は、防災訓練の実施及び防災知識の普及に当たっては、避難行動要支援者等に十分配意し、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めること。
- 4 関係所属長は、管内の企業に対し、地域の防災訓練への参加の呼びかけ、防災に関する指導・助言を行うこと。
- 5 関係所属長は、県、市町村と連携を図り、外国人旅行者の動向、外国人の居住実態等を踏まえ、外国語による防災知識の普及に努めること。

第 23 関係機関との相互協力

関係所属長は、関係機関と相互に協力し、災害警備活動の一体化が図れる体制の整備に努めること。

第 24 災害に備えた平素の措置

- 1 警察署長は、管轄区域について次に掲げる災害警備基礎調査表を作成し、保管しなければならない。
 - (1) 河川の危険箇所（様式第 2 号）
 - (2) ため池の危険箇所（様式第 3 号）
 - (3) ダムの危険箇所（様式第 4 号）
 - (4) 山（崖）崩れ、盛土の危険箇所（様式第 5 号）
 - (5) 雪崩の危険箇所（様式第 6 号）
 - (6) 地滑りの危険箇所（様式第 7 号）
 - (7) 危険物施設（様式第 8 号）
 - (8) 避難施設（様式第 9 号）
 - (9) 百貨店、スーパーマーケット等（様式第 10 号）
 - (10) 高層建築物（様式第 11 号）
 - (11) ホテル、旅館、国民宿舎等（様式第 12 号）
 - (12) 興行場（様式第 13 号）
 - (13) 病院（様式第 14 号）
 - (14) 学校（様式第 15 号）
 - (15) 老人ホーム等要配慮者利用施設（様式第 16 号）
 - (16) トンネル等（様式第 17 号）
 - (17) 電気、ガス、水道及び通信（様式第 18 号）
 - (18) 重機業者（様式第 19 号）
 - (19) 救援物資備蓄基地（様式第 20 号）
 - (20) (1)から(19)までに掲げるもののほか災害の警備活動上必要があると認めた事項
- 2 警察署長は、災害危険箇所一覧表作成要領（別記第 1）に基づき災害危険箇所一覧表（様式第 21 号）を、災害警備要図作成要領（別記第 2）に基づき災害警備要図を作成し、保管しておくものとする。
- 3 警察署長は、管轄区域内の住民の居住実態を常に掌握し、巡回連絡カード等の資料を整理しておくものとする。

第 25 危険箇所の警戒及び警戒区域の設定に伴う措置

関係所属長は、危険防止のため必要があるときは、危険箇所の警戒を行い、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 危険が予想される箇所については、事前に居住者、管理者等に対し、通報連絡体制及び避難体制の整備を要請すること。
- (2) 市町村長が警戒区域を設定する場合は、必要な助言及び協力を行うこと。
- (3) 人の生命又は身体に対する危険が切迫している場合に、市町村の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設けること。
- (4) 市町村長が警戒区域を設定した場合は、関係機関と協力してその旨を住民に周知徹底するとともに、ロープ、看板等による立入りの制限又は禁止の標示、区域外への立ち退きの指示等必要な措置を執ること。

第 26 警察施設の点検及び整備

関係所属長は、大規模災害の発生に備え、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 警察庁舎の防護措置
 - ア 被災防止のための点検及び整備
 - イ 消火設備、消火器具等の点検整備
 - ウ 各種機器の転倒及び破損防止
 - エ 非常用発電装置の点検及び整備
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、庁舎の被災防止に関する措置
- (2) 警察通信施設の防護措置
 - ア 有線及び無線施設並びに機器の点検及び整備
 - イ 応急用通信資機材の点検及び整備
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、通信機器の被災防止
- (3) 交通管制施設の防護措置
 - ア 信号機電源付加装置の配備及び点検
 - イ 倒壊又は破損時の緊急復旧体制の確保
 - ウ 応急仮設用資機材の配布体制の確保

第 27 重要施設の警戒のための事前対策

警察署長は、大規模災害の発生時において警戒すべき重要施設をあらかじめ指定し、管理者と連携して警戒計画を立てるものとする。

第 28 ボランティアの受入れに向けた事前準備

関係所属長は、ボランティア団体との連携を図り、必要に応じてこれら活動の中核となる組織に対して、防災活動に必要な資機材の整備を働きかけるものとする。この場合において、ボランティアの活動に伴う怪我や賠償責任事案発生に備え、ボランティア保険への加入を働きかけるなど環境の整備に努めるものとする。

第 29 大規模災害警備対策に関する調査研究

関係所属長は、大規模災害の発生に備え、次に掲げる事項について調査研究するものとする。

- (1) 危険箇所等における被害予想に基づく警備部隊の運用
- (2) 過去に発生した大規模災害の警備状況
- (3) 災害警備用装備資機材の開発

- (4) 大規模災害発生時における治安の確保
- (5) 大規模災害に関する交通対策
- (6) 大規模災害に関する避難誘導措置
- (7) 地方公共団体が作成した地域防災計画、地震防災対策及び地震被害想定調査結果
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、大規模災害の警備対策上必要な事項

第30 積雪寒冷地特有の課題への措置

- 1 関係所属長は、冬季に災害が発生した場合、次に掲げる寒冷地特有の課題により、部隊の現場への到達や救出救助活動に通常よりも時間を要することを踏まえ、冬季の積雪寒冷下においても迅速かつ適切に救出救助活動が行えるよう、必要な人員や装備資機材の確保等の体制の充実や関係機関との連携を図るほか、より災害現場に即した環境での訓練等を行い、救出救助能力の強化等を図るものとする。
 - (1) 積雪や凍結等により避難に時間を要すること。
 - (2) 屋外や寒い屋内での避難は低体温症のリスクが生じること。
 - (3) 積雪や凍結等により家屋の倒壊やライフライン等の被害が増大すること。
 - (4) 積雪や凍結等が輸送、復旧等の活動の阻害要因となること。
 - (5) 雪崩又は落雪の可能性があること。
 - (6) 地理的条件により他の地域からの応援が到達するまで一定程度の時間を要すること。
- 2 積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄及び調達体制の整備にも配慮するものとする。

第3節 災害時における措置

第31 警備体制

- 1 本部長、警備部長及び警察署長は、災害時は速やかに警察職員を非常招集し、災害警備体制（別添第1）の確立を図るものとする。
- 2 本部長は、他の都道府県で大規模災害の発生を認知したときは、速やかに必要な応援体制を整えるものとする。
- 3 本部長は、災害時には、災害の種別、規模、被害状況に応じて、次に掲げる警備体制を発令するものとする。この場合において、準備体制は、警備部長が発令するものとする。
 - (1) 準備体制
 - ア 県内に大雨、暴風、洪水等の気象に関する警報又は噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表されたとき。
 - イ 県内で震度4又は5弱の地震が発生したとき。
 - ウ 県内でア及びイ以外の災害の発生が予想されるとき。
 - エ 他都道府県で発生した災害により、県警察災害派遣隊の特別派遣が予想されるとき。
 - (2) 警戒体制
 - ア 県内で相当な被害が発生し、又はそのおそれがあるとき。
 - イ 県内に特別警報が発表されたとき又は噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されたとき。
 - ウ 県内で震度5強の地震が発生したとき。
 - エ 県内で事故災害が発生したとき。

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受理したとき。

カ 他都道府県で発生した災害により、県警察災害派遣隊が特別派遣されるとき。

(3) 非常体制

ア 県内で大規模な被害が発生し、又はそのおそれがあるとき。

イ 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき。

ウ 県内で大規模な事故災害が発生したとき。

エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を受理したとき。

オ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）又は噴火警戒レベル5（避難）が発表されたとき。

4 警察署長は、管轄区域の状況により必要があると認めるときは、3の体制に準じた所要の警備体制を執ることができる。

5 災害警備本部等の設置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害警備連絡室の設置

ア 警備部長が準備体制を発令したときは、警備第二課に長野県警察本部災害警備連絡室（以下「本部災害警備連絡室」という。）を設置する。

イ 警察署長は、自署の管轄地域の災害警備事象について警備部長が準備体制を発令したとき又は自らこの体制を執ったときは、警察署警備課に警察署災害警備連絡室を設置する。

ウ 準備体制が発令されたときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（ア） 防災関係機関との連絡体制の確立

（イ） 気象情報その他災害関係情報の収集の強化と円滑な伝達

（ウ） 警察職員の所在の明確化

(2) 災害警戒本部の設置

ア 本部長が警戒体制を発令したときは、警察本部に長野県警察本部災害警戒本部（以下「本部災害警戒本部」という。）を設置する。

イ 警察署長は、自署の管轄地域の災害警備事象について本部長が警戒体制を発令したとき又は自らこの体制を執ったときは、警察署に警察署災害警戒本部を設置すること。

(3) 災害警備本部の設置

ア 本部長が非常体制を発令したときは、警察本部に長野県警察本部災害警備本部（以下「本部災害警備本部」という。）を設置する。

イ 警察署長は、本部長が非常体制を発令したとき又は自らこの体制を執ったときは、警察署に警察署災害警備本部を設置すること。

(4) 現地災害警備本部の設置

非常体制が発令された場合で必要があるときは、現地の適当な場所に現地災害警備本部を設置するものとする。

(5) 代替災害警備本部の設置

ア 本部長は、警察本部が被災した場合は、他の警察施設等を選定し、当該施設に本部災害警備本部を設置するものとする。

イ 警察署長は、警察署が被災した場合は、最寄りの施設の中から適当な施設を選定し、当該施設に警察署災害警備本部を設置するものとする。

(6) 災害警備本部等の編成と所掌事務

本部災害警戒本部、本部災害警備本部及び現地災害警備本部の基本的な班編成及び所掌事務は別に定める。

6 長野県災害対策本部等との連携

(1) 本部長は、長野県災害対策本部等が設置された場合は、長野県災害対策本部長等との連携を図るものとする。

(2) 警察署長は、管内の市町村に災害対策本部等が設置された場合は、市町村災害対策本部長等との連携を図るものとする。

7 部隊の編成等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本部長は、本部災害警備本部を設置したときは、災害の規模に応じて別に定めるところにより、部隊を編成するものとする。

(2) 本部長は、災害の規模に応じて部隊を警察署に応援派遣するものとし、所属別の出動体制については別に定める。

(3) 警察署長は、本部長が非常体制を発令したとき、又は自ら非常体制を執ったときは、速やかに所要の部隊の編成を行うものとする。

(4) 本部長及び関係所属長は、部隊の配置及び運用に当たっては、気象状況、被害状況、危険予想箇所等を勘案し、適切な配置及び運用に努めるものとする。

(5) 本部長及び関係所属長は、災害の発生のおそれがあるときは、予想される被害状態を検討して救出救助活動に必要な部隊及び装備資機材の事前配置をするものとする。

(6) 本部長は、災害の規模に応じて、速やかに長野県公安委員会（以下「公安委員会」という。）を通じて他都道府県警察の警察災害派遣隊をはじめとした応援部隊等の援助の要求を行うものとする。

(7) 本部長は、大規模災害が発生し、他都道府県警察から航空機の派遣を受けた場合は、航空機を効果的かつ安全に運航するものとする。

8 本部長、警備部長及び警察署長は、気象条件の変化、被災地における応急措置の状況、情勢の変化に応じて、警備体制の変更又は解除を発令することができる。

第 32 警察職員の非常招集及び参集

1 本部長及び警察署長は、必要と認めるときは、警察職員の非常招集を行うものとする。ただし、次に掲げる者は、非常招集又は参集を免除する。

(1) 警察職員又は家族が被災し、死亡又は重傷を負った者

(2) 休職中の者

(3) 傷病のため欠勤中の者

(4) 公務災害により療養中の者

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定による入院、交通の制限若しくは遮断又は感染を防止するための協力、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の規定による通行の制限又は遮断及び検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）の規定による停留の対象となっている者

(6) 病気等特別の理由により、応招及び参集できない者

- (7) 特別の事情により、所属長がその都度指定した者
- 2 警察職員は、県内において次の事象が発生したことを知ったときは、非常招集を待つことなく参集しなければならない。
 - (1) 県内全域に影響を及ぼす程度の大規模災害が発生し、又は発生が予想されるとき。
 - (2) 震度6弱以上の地震が発生したとき。
- 3 警察職員の応招又は参集の場所及び手段は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 原則として、それぞれの勤務部署に応招又は参集すること。
 - (2) 道路、橋等の損壊により交通機関が途絶した場合は、自転車、徒歩等の代替手段により、応招又は参集すること。
 - (3) 勤務部署に応招又は参集することができない場合は、最寄りの警察署に応招又は参集し、勤務先の所属長に報告するとともに、当該警察署長の指揮下に入ること。この場合において、当該警察署長は、交通機関の復旧その他の状況を判断して、応招又は参集した他所属の警察職員をそれぞれの勤務部署に復帰させるように配慮すること。
- 4 服装及び携行品は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 応招又は参集時の服装は、原則として私服とする。
 - (2) 応招又は参集後の服装は、次のとおりとする。
 - ア 警察官
原則として出動服、白ヘルメット、警備靴とし、特に必要がある場合は所属長が別に指定する服装とする。
 - イ 警察行政職員
災害活動服等活動に適した服装とする。
 - (3) 携行品は、長野県警察の警備実施に関する訓令によるもののほか、雨具、照明具、医療機関を受診するために必要な身分証明書等、携行食、飲料水等とする。

第33 警察職員等の安否確認

- 1 所属長は、大規模災害が発生したときは、所属の警察職員及びその家族の安否について掌握するものとする。
- 2 警察職員は、自身及びその家族の安否について所属長に報告するものとし、所属長は、安否の報告がない警察職員について安否の確認を速やかに行うものとする。
- 3 最寄りの警察署に応招又は参集した他所属の警察職員の安否については、応招又は参集を受けた警察署長が、本部災害警戒本部又は本部災害警備本部に報告するものとする。
- 4 本部長及び関係所属長は、警察職員等が負傷したときは、必要に応じて救護及び医療機関への搬送を実施するものとする。

第34 情報の収集及び報告

- 1 本部長は、速やかに大規模災害による被害状況を警察庁及び関東管区警察局に報告するものとする。
- 2 関係所属長等が行う情報収集及び報告は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 警備第二課長等は、大規模災害の発生を認知した場合は、警察庁及び関東管区警察局へ速報する。この場合において、被災地からの見たまま報告や人的・物的被害に関する情報等に基づいて、直ちに概括的な被害状況を把握し、報告するよう努めること。

- (2) 警備第二課長等は、通信指令長と連携し、本部災害警戒本部及び本部災害警備本部が設置されるまでの間、各所属への概括的な被害状況調査指示等の第一次的指揮のほか、本部長・関係幹部への報告等を行うこと。
 - (3) 関係所属長は、交番等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に当たらせるとともに、情報収集活動に専従するための私服部隊の投入についても配慮すること。
 - (4) 関係所属長は、県及び被災地を管轄する市町村に警察官を派遣して、相互に連携した情報収集に努めること。
 - (5) 関係所属長は、私服員による二輪車での情報収集についても配慮すること。
 - (6) 関係所属長は、夜間、荒天時等格別の事情がある場合を除き、速やかに航空機による上空からの被害情報の収集や無人航空機を活用した被害情報の収集を行うとともに、警察庁及び関東管区警察局に対して画像情報を伝送すること。
- 3 関係所属長が行う被害調査は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。
- (1) 第一次的には人的被害、交通機関に関する被害を重点に行うこと。
 - (2) 原則として、警察官を現場に派遣して被害状況を確認すること。
 - (3) 必要があるときは、特別調査班の編成又は地理に精通した特使を派遣して被害の調査に当たること。
 - (4) 関係機関と緊密な連絡をとり、状況によっては共同調査を実施すること。
- 4 所属長は、災害発生時における交番、駐在所及び警察職員の自宅周辺の被害状況、警察職員の参集途上に見聞した被害状況、住民の届出による被害情報を概括的に集約し、警備第二課長等を経由して本部長に速報するものとする。
- 5 警察署長は、災害が発生した場合は、判明した事項を災害発生報告（様式第 22 号）及び被害集計報告（様式第 23 号）により、警備第二課長を経由して本部長に報告するものとする。この場合において、被害集計報告については、被害集計報告記載要領（別記第 3）に基づき作成すること。
- 6 警察署長は、災害警備を実施したときは、遅滞なく災害警備実施結果記載要領（別記第 4）に基づき災害警備実施結果（様式第 24 号）を作成し、警備第二課長を経由して本部長に報告すること。

第 35 被災者の救出救助活動

- 1 本部長は、把握した被害状況に基づき、被災地を管轄する警察署等に機動隊、先遣隊、管区機動隊等を迅速に出動させるものとする。
- 2 本部長は、必要に応じて、被災状況の把握並びに機動隊、先遣隊、管区機動隊等、他都道府県警察の警察災害派遣隊及び関係機関との活動調整を行う指揮支援班を迅速に被災地に出動させ、被災地又はその周辺に現地指揮所を設置し、円滑に救出救助活動が行える体制を構築するものとする。また、指揮支援班は、必要に応じて消防機関及び自衛隊と合同調整所を設置し、それぞれの部隊間の情報共有及び活動区域や任務の調整等を行うものとする。
- 3 警察署長は、署員で構成した救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況等を踏まえ、当該救出救助部隊の担当区域を決定するものとする。この場合において、防災関係機関の現場責任者と調整を行い、現場活動が円滑に行われるよう配慮すること。

- 4 警察署長は、把握した被災者を被災者名簿（様式第 25 号）によって、本部長に報告しなければならない。
- 5 関係所属長は、救出救助活動等の際し、マスク着用等による感染症防止対策を徹底するものとする。

第 36 災害応急対策に従事する航空機の安全確保

警備第二課長は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じ、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。

第 37 避難誘導等

- 1 関係所属長が行う地域住民等の避難誘導等は、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 避難指示は、指示者、避難理由、避難範囲、避難路、避難後の措置等を明らかにして行うこと。
 - (2) 避難指示の伝達は、関係機関と協力して行うこと。
 - (3) 避難路の選定に当たっては、現場状況を把握した上、安全性を重点に選定するものとし、避難誘導に当たっては、可能な限り地域単位等一団として行動させ、避難行動要支援者等を優先して避難させること。
 - (4) 避難行動要支援者の避難誘導は、可能な限り車両等を活用すること。
 - (5) 市町村から提供を受けた名簿等情報を避難誘導に効果的に活用すること。
 - (6) 避難路の主要地点には、立看板、なわ張り等の標示、夜間においては投光器等の照明具を設置するとともに、必要により誘導員を配置すること。
 - (7) 避難先、経路、避難区域等に連絡員を配置し、円滑な避難誘導を行うこと。
 - (8) 警察署に一時的に受け入れた避難住民は、市町村等の避難所の体制が整った段階で当該施設へ適切に誘導すること。
 - (9) 被留置者の避難等の措置は、被留置者の留置に関する規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 11 号）第 21 条に規定する非常計画により、迅速かつ的確に実施すること。
 - (10) 長野県警察ホームページ等を活用し、避難場所、避難路等の情報を提供すること。
 - (11) 避難をためらう者には、危険の度合い及び緩急に応じ適切な処置を執ること。
 - (12) 立ち退きを行うことでかえって危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を考慮すること。
- 2 関係所属長は、外国人旅行者の動向、外国人の居住実態等を踏まえ、必要に応じ、外国語による避難誘導に努めること。
- 3 関係所属長は、石油類貯蔵所、火薬類取扱場所等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を速やかに行うこと。この場合において、当該施設の管理者等から二次災害発生のおそれのある旨の通報を受けたときは、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や被害の拡大を防止するための的確な措置を執ること。

第 38 行方不明者の搜索及び調査

関係所属長が行う行方不明者の搜索及び調査は、次に掲げるところにより行うこと。

- (1) 速やかに行方不明者の有無を調査し、その実態把握に努めること。

- (2) 行方不明者の調査に当たっては、県、市町村等の関係機関と緊密に連携すること。
- (3) 行方不明者の捜索は、消防関係機関等と協力して速やかに行うこと。
- (4) 行方不明者については、行方不明者受理表（様式第 26 号）を作成し、身元不明死体票等関係資料と照合するほか、被災者収容施設等における調査を行うこと。この場合において、各都道府県警察本部との連携を図るとともに報道機関の積極的な協力が得られるよう配慮すること。

第 39 検視及び死体見分

関係所属長は、検視及び死体の調査（以下「検視等」という。）に当たっては、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）及び検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）の規定に基づくほか、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 多数死体の検視等は、関係機関と協力し、必要に応じて公安委員会を通じて他の都道府県警察に援助の要求をするなどして、要員、場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し適正に死体観察を行うこと。
- (2) 死体は必ず写真撮影し、身元不明死体は、指紋、掌紋及び血液を採取するとともに、身体特徴、着衣、所持品、歯牙的所見等身元確認の手懸かりとなる事項を詳細に調査して記録し、身元の確認に努めること。
- (3) 死体及び所持品は、発見日時、場所、発見者名、身元確認状況等の取り扱い状況を明確に記録しておくこと。
- (4) 死体の引渡しは、複数の関係者による確認のほか、可能な限り、指紋及び掌紋、歯牙的所見等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期すこと。
- (5) 遺族に対しては、受付を設けて親切丁寧に対応するとともに、死者の氏名及び収容先を掲示するなど適切な応接に努めること。
- (6) 遺族による身元確認は、できるかぎり仮安置所で行うこと。
- (7) 身元不明死体は、(1) 及び (2) の措置を講じた後、市町村長に引き渡すこと。
- (8) 死体が外国人であることが判明した場合は、遅滞なくその旨を当該領事機関に通報すること。ただし、死体の引渡しを受ける遺族等が日本に居ないときは、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡すこと。

第 40 二次災害の防止

- 1 関係所属長は、二次災害の危険箇所等を把握するため、調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施し、把握した二次災害の危険箇所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難の指示の発令を促すものとする。
- 2 関係所属長は、的確な避難誘導を行うため、各現場における避難誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確立すること。

第 41 治安の確保

- 1 関係所属長は、無人化した住宅街・商店街等における窃盗や避難所内等での女性や子供等に対する性暴力・DV やトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化や防犯カメラの設置、避難所等の定期的な巡回を行うこと。
- 2 関係所属長は、詐欺や特定商取引等事犯をはじめとする災害に便乗した犯罪の取締りを重点的に行い、被災地の治安の確保に努めること。

- 3 関係所属長は、地域の警備業者、自主防犯組織等と連携を保ち、被災地における各種犯罪・事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努めること。

第 42 交通対策

関係所属長は、早期に道路交通状況を調査及び確認し、幹線道路の通行の可否及び信号機の作動状況を把握すること。この場合において、収集した情報を速やかに本部長へ報告すること。

1 交通規制の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通規制は、被災状況に応じ、災対法の規定に基づく区域及び道路の区間を限定して実施し、公安委員会の決定までの間は、速やかに道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定に基づく警察官又は警察署長（以下「警察官等」という。）の交通規制を実施するものとする。この場合において、原則として、緊急交通路指定予定路線の中から必要な区間を選定して規制を行うこと。
- (2) 道路交通法の規定に基づく交通規制は、速やかに警察官が行うものとし、災対法の規定に基づく、区域及び道路の区間の通行禁止、制限等については、公安委員会の意思決定の後、交通部長から指示すること。
- (3) 県外からの流入車両に対する交通対策は、隣接警察署及び周辺警察署において確実に措置すること。
- (4) 被災地域内での一般車両の走行及び被災地域への一般車両の流入は、原則として禁止すること。
- (5) 規制した緊急交通路については、原則として一般車両の通行を禁止する。ただし、被災地域からの流出については、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しないこと。
- (6) 高速自動車国道等については、一般車両の被災地域への流入を禁止するとともに、被災地域内におけるインターチェンジからの流入を禁止し、又は制限すること。

2 交通規制の実施は、被災状況に応じ、次に掲げる事項及び大震災発生時の交通規制（別添第 2）を実施する。

(1) 道路交通法の規定に基づく交通規制

ア 発災時から災対法の規定に基づく交通規制が実施されるまでの間は、警察官により交通規制及び交通検問を実施すること。

イ 交通検問に当たっては、緊急通行車両の確認、迂回指導、交通規制、運転者のとるべき措置等について指導及び広報を積極的に行うこと。

(2) 災対法の規定に基づく交通規制

災対法第 76 条並びに災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 32 条及び第 32 条の 2 の規定による災害時における交通規制（以下「災害時交通規制」という。）の実施について公安委員会の意思決定がなされた場合は、速やかに次により措置すること。

ア 交通部長は、交通規制の対象、区間、区域、期間及び理由を警察官等に指示するとともに、当該道路の管理者及び関係機関に通知すること。

- イ 警察官は、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 5 条に規定する標示を設置し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合において、必要があるときは、案内板その他の方法により回り道を明示すること。
- 3 交通部長及び警察官等は、災害時交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項を住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。
- 4 災害時交通規制を実施している地域に向かう緊急通行車両の確認要領は、別に定める。
- 5 緊急交通路確保のためのその他の措置
- (1) 交通管制施設の活用は、次に掲げるとおりとする。
- ア 交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを有効に活用すること。
- イ 交通規制課長は、交通規制実施内容並びに道路交通情報の収集及び集約に配意し、被災地への車両の流入抑制、交通規制の実施広報を交通情報板、ラジオ等の報道機関を活用して行うものとする。
- (2) 緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除に当たっては、次に掲げるところにより行う。
- ア 警察官は、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除に当たっては、災対法第 76 条の 3 の規定により、措置する。
- イ 警察官の措置に関し、やむを得ない限度において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を破損しなければならない場合は、災害時の通行禁止区域等における警察官等の措置の報告について（平成 8 年 1 月 18 日例規第 3 号）の規定に基づき必要な措置を行う。
- ウ 関係所属長は、必要に応じて、道路管理者等に対し、災対法第 76 条の 4 の規定による要請を行う。
- 6 交通部長及び警察官等は、交通規制等の交通対策の実施に当たっては、関係機関と相互に緊密な連携を保ち交通規制を円滑に行うため道路の危険部分に対する措置、交通誘導の実施等を要請するものとする。

第 43 被災者等への情報伝達活動

- 1 関係所属長は、被災者等のニーズを十分把握し、交番等の勤務員を活用するなどして、災害関連情報、避難に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めること。この場合において、インターネット上の偽・誤情報等による社会的混乱を防止するとともに、県民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するほか、避難行動要支援者等に配慮した伝達も併せて行うこと。
- 2 関係所属長は、外国人旅行者の動向、外国人の居住実態等を踏まえ、必要に応じ、外国語による災害関連情報、避難に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報の提供に努めること。
- 3 関係所属長は、相談窓口等の設置に努め、移動交番車の派遣や避難所等への警察官の立ち寄り等による相談対応など、被災者に寄り添った活動を推進すること。
- 4 関係所属長は、住民の避難先、救援物資の配布場所等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や災害に便乗した犯罪による被害防止等の地域安全情報を各種広報媒体により幅広く伝達するよう努めること。

第 44 報道対応

- 1 本部長及び警察署長が行う報道機関に対する発表は、原則として災害警備本部（本部災害警備本部が設置されている場合は本部災害警備本部）において行うものとする。
- 2 本部長及び警察署長は、本部災害警備本部、署災害警備本部における報道対応の窓口を一本化するものとする。
- 3 本部長は、報道機関に対する発表に当たっては、必要に応じて警察庁及び関東管区警察局と密接に連絡を取り、調整を図るものとする。
- 4 被災状況に関する発表は、長野県災害対策本部と調整を図り、食い違いが生じないように努めるものとする。

第 45 広報対応

本部長及び関係所属長が行う災害時の広報活動は、次に掲げる事項を重点として迅速に実施するものとする。この場合において、本部長及び関係所属長は、SNS等を活用した積極的な情報発信も併せて実施するものとする。

- (1) 災害の態様及び救出救助活動
- (2) 避難所における各種警察活動
- (3) 被災地における警戒活動
- (4) 交通機関の運行及び交通規制の状況
- (5) 死者、行方不明者、負傷者等の収用状況、避難の状況等の災害情報
- (6) 犯罪及び火災の予防に対する注意の喚起並びに偽・誤情報が発生した場合の真相

第 46 警察情報システムに関する措置

本部長及び関係所属長は、災害発生直後から速やかに警察情報システムの機能の確認を行うとともに、障害が生じた機能の回復を図るものとする。

第 47 関係機関及び近隣県警察との相互連携

本部長及び関係所属長は、関係機関及び近隣県警察と緊密に連携し、情報の収集及び交換、防災対策の調整等に努めるものとする。

第 48 自発的支援の受入れ

- 1 本部長及び関係所属長は、自主防犯組織等のボランティア団体と連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。
- 2 本部長及び関係所属長は、警察庁から海外からの支援の受入れの連絡を受けた場合は、警察庁、関東管区警察局その他の関係機関と連絡を取りつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第 49 安全確保の徹底

本部長及び関係所属長は、現場の状況や職員の勤務環境等を把握した上で、受傷事故防止に資する災害警備用装備資機材を活用するほか、幹部職員が災害警備活動に従事する職員に適時適切な指示や対応を行うなど、職員の安全確保や心身の健康管理に十分留意するものとする。

第 4 節 災害復旧・復興

第 50 警察施設の復旧

本部長及び関係所属長は、警察施設の復旧については、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

第 51 暴力団排除活動の徹底

復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握と取締りに努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除に努めるものとする。

第 52 交通規制の実施

本部長及び関係所属長は、円滑な災害復旧・復興を図るため、適切な交通規制等を行うものとする。

第 53 被災地の治安維持

本部長及び関係所属長は、円滑な災害復旧・復興を図るため、パトロールや防犯カメラの設置を行うなど、被災地の安全・安心の確保に努めるものとする。

第 3 章 東海地震対策

第 1 節 東海地震に関連する情報の受理時の警備体制

第 54 東海地震災害警備本部等の設置

1 東海地震災害警備連絡室の設置

本部長及び警察署長は、東海地震に関連する調査情報（臨時）を受理したときは、準備体制を執り、警備第二課に警察本部東海地震災害警備連絡室を、警察署警備課に警察署東海地震災害警備連絡室を設置するものとする。

2 東海地震災害警戒本部の設置

本部長及び警察署長は、東海地震注意情報を受理したときは、直ちに警戒体制を執り、警察本部に警察本部東海地震災害警戒本部を、警察署に警察署東海地震災害警戒本部を設置するものとする。

3 本部長及び警察署長は、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される東海地震予知情報を受理したときは、警戒体制を継続し、体制を強化するものとする。

4 東海地震災害警備本部の設置

東海地震が発生した場合は、直ちに非常体制を執り、警察本部に警察本部東海地震災害警備本部を、警察署に警察署東海地震災害警備本部を設置して、災害警備活動を強力に推進する。

第 55 部隊の運用

1 東海地震注意情報が発せられた場合

機動隊、先遣隊、管区機動隊及び第二機動隊は、帯同装備品の点検・整備、隊員の集結、待機等出動に向けた準備行動を行う。

2 警戒宣言が発せられた場合

本部長は、東海地震発生後の災害警備活動を迅速的確に実施するため、機動隊、先遣隊及び管区機動隊を、大震法第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）周辺へ事前派遣を行う。

第 56 東海地震に関連する情報の受理及び伝達

1 警備第二課長等は、東海地震予知情報、東海地震注意情報又は東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下「東海地震に関連する情報」という。）を受理したときは、直ちに本部長に報告するとともに所属長に伝達すること。

- 2 本部長及び所属長は、東海地震に関連する情報の伝達を受けたときは、直ちに所属の警察職員に伝達するとともに、長野県知事及び市町村長が行う東海地震に関連する情報の伝達に可能な限り協力するものとする。

第 57 情報の収集及び伝達

本部長及び関係所属長が行う情報の収集及び伝達事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民等の反応及び避難の状況
- (2) 主要幹線道路等の交通の状況
- (3) 特異事案の発生状況及び今後の見通し
- (4) 交通対策及び警備対策の実施状況
- (5) 関係機関の対策の実施状況

第 58 地域防災応急計画等の処理

本部長及び関係所属長は、大震法第 7 条及び第 8 条の規定により、市町村から送付された地震防災応急計画及び地震防災規程については、その内容を検討し、実態を把握するとともに、市町村別及び事業別に整理し、大震法第 23 条第 5 項の規定による本部長の指示、要請又は勧告を行う際の資料として活用するものとする。

第 59 住民等への情報伝達活動

- 1 関係所属長が行う住民等への情報伝達は、次に掲げる事項を重点として実施すること。
 - (1) 交通の状況と交通規制の実施状況
 - (2) 東海地震に関連する情報の内容に関する情報
 - (3) 警戒宣言が発せられた場合又は大震災が発生した場合の車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
 - (4) 犯罪予防のために執るべき措置
 - (5) 混乱防止のために必要な情報
- 2 関係所属長の行う情報伝達は、次の方法により反復して行うこと。
 - (1) 交番等の勤務員による広報活動
 - (2) ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用
 - (3) 長野県警察ホームページ、長野県警察 SNS 等の活用
 - (4) 新聞、テレビ、ラジオ等マスメディアの活用
 - (5) 防犯協会等自主防犯組織との連携
 - (6) 交通情報板等の活用

第 60 住民等に対する指導及び広報

- 1 関係所属長は、東海地震の発生に備え、地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導を行うこと。
- 2 関係所属長は、東海地震の発生に備え、関係機関と協力し、次に掲げる指導及び広報を行うこと。
 - (1) 指導及び広報の内容
 - ア 警戒宣言の性格及びこれに基づき執られる措置の内容
 - イ 想定される地震に関する知識
 - ウ 警戒宣言が発せられた場合又は大震災が発生した場合における正確な情報の入手方法

- エ 警戒宣言が発せられた場合に執られる地震防災応急対策の内容
 - オ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
 - カ 平素住民が実施すべき対策の内容
- (2) 住民等に対する指導及び広報は、関係機関と積極的に連携するとともに、地域における自主防犯組織の協力を得て行われるよう努めること。

第 61 警戒宣言が発せられた場合の治安の確保

- 1 関係所属長は、避難が的確に行われるよう関係機関等と密接な連携を図り、混乱防止のための具体的方策について、あらかじめ検討しておくこと。この場合において、住民等の節度ある行動により、避難が的確に行われるよう、平素から住民等に対して各種講習会、ミニ広報紙等活用し、積極的な広報等を行うこと。
- 2 関係所属長は、避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒活動の実施に当たっては、警戒従事員の配置箇所、装備資機材の活用、関係機関との密接な連携等に配意して効率的な活動に努めること。この場合において、警戒対象の特性に応じ、関係機関等との協力に基づく的確な対応が実施されるよう、事前に必要な措置を講じておくこと。
- 3 関係所属長が行う住民等に対する地域安全活動は、次に掲げるところによること。
 - (1) 平素から関係機関等との密接な連携により自主防犯組織の育成強化を図り、地震の警戒に関する情報が発せられた場合は、当該組織が効果的に活動できるよう支援に努めること。
 - (2) 会社、事業所等については、管理者との連携を図り、警戒宣言が発せられた場合には、施設管理者、従業員、警備員等による自主防犯活動が積極的に行われるように努めること。

第 62 交通対策の基本方針

- 1 警戒宣言が発せられた場合の関係所属長の行う交通対策は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 強化地域内での一般車両の走行を抑制すること。
 - (2) 強化地域内への一般車両の流入を制限すること。
 - (3) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないこと。
 - (4) 強化地域内の緊急交通路指定予定路線は、原則として一般車両の流入を禁止すること。
 - (5) 高速自動車国道等は、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限すること。
 - (6) 緊急交通路指定路線から必要な道路を選定し、交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制等を行うこと。
- 2 交通規制計画は、次に掲げる道路について、定めること。
 - (1) 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路
 - (2) 高速道路（インターチェンジについては個々のインターチェンジごと）
 - (3) 広域的な避難場所等防災上重要な地域の周辺道路
 - (4) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
 - (5) 石油油槽所等災害発生時に大規模な火災の発生が予想される施設の周辺道路
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、防災上交通規制計画を策定する必要がある道路

- 3 警戒宣言が発せられた場合における交通管制施設の運用計画は別に定める。
- 4 警戒宣言が発せられた場合の交通規制又は災害時の交通規制を実施している地域に向かう緊急通行車両の確認要領は、別に定める。
- 5 警戒宣言が発せられた場合は、次に掲げる措置を講じること。
 - (1) 一般車両の使用の抑制についての関係機関等に対する協力依頼
 - (2) 報道機関、日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保
 - (3) バス、鉄道等公共交通機関の運行についての連絡調整
 - (4) 避難路、緊急交通路、避難場所及び防災上重要な施設の周辺道路における駐車禁止規制の実効の確保並びに違法な道路使用及び放置物件の排除
 - (5) 警備業者等との応援協定等に基づく交通誘導の実施に関する要請
 - (6) 交通の方法に関する教則に基づく自動車運転者の執るべき措置の指導

第2節 地震防災上必要な訓練及び教養

第63 訓練の実施

関係所属長は、東海地震に係る地震災害警備訓練の実施に努めること。

第64 訓練の内容

関係所属長が訓練を行う場合は、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び災害発生後の災害応急対策に係るものを内容とし、図上訓練、実動訓練、情報伝達訓練等を反復して実施すること。この場合において、可能な限り他の防災関係機関と連携し、多数の住民等の参加を得て総合的かつ実戦的に行うように努めること。

第65 警察職員に対する教養

関係所属長が行う教養は、大震法及び地震防災に関する知識、防災機関の果たすべき役割、災害警備活動要領等について計画的に行うこと。

第66 住民等に対する防災知識の普及

関係所属長は、防災知識の普及に当たっては、防災関係機関等と積極的に連携し、次に掲げる事項について実施すること。

- (1) 東海地震に関連する情報が公表された場合及び地震が発生した場合の、正確な情報入手の方法
- (2) 東海地震に関連する情報が公表された場合及び地震が発生した場合の、交通の方法に関する教則に基づく自動車運転者の執るべき措置
- (3) 警戒宣言の性格及びこれに基づき執られる措置
- (4) 警戒宣言が発せられた場合に講ずる地震防災応急対策
- (5) 想定される地震に関する知識

第4章 南海トラフ地震対策

第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第67 災害警備本部等の設置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受理した場合

本部長及び警察署長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）（先発地震（南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で発生した速報的な評価でマグニチュード6.8以上の地震をいう。）が発生した場合等に発表される情報をいう。以下同じ。）を受理した場合は直ち

に警戒体制を執り、警察本部に警察本部災害警戒本部を、警察署に警察署災害警戒本部を設置するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受理した場合

本部長及び警察署長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上かつマグニチュード8.0未満の地震が発生したと評価した場合等に発表される情報をいう。以下同じ。）を受理した場合は状況に応じて警戒体制から非常体制に移行し、警察本部に警察本部災害警備本部を、警察署に警察署災害警備本部を設置するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を受理した場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合に発表される情報をいう。以下同じ。）を受理した場合は、直ちに非常体制を執り、警察本部に警察本部災害警備本部を、警察署に警察署災害警備本部を設置するものとする。

第68 部隊の運用

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受理した場合

機動隊、先遣隊、管区機動隊及び第二機動隊は、帯同装備品の点検・整備、隊員の集結、待機等出動に向けた準備行動を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）を受理した場合

本部長は、南海トラフ地震発生後の災害警備活動を迅速的確に実施するため、状況に応じて機動隊、先遣隊及び管区機動隊を、南海トラフ法第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）周辺へ派遣する。

第69 南海トラフ地震臨時情報の受理及び伝達

1 警備第二課長等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受理した場合は、直ちに本部長に報告するとともに所属長に伝達するものとする。

2 所属長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を受けた場合は、直ちに所属の警察職員に伝達するとともに、長野県知事及び市町村長が行う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達に可能な限り協力するものとする。

第70 災害応急対策を執るべき期間

災害応急対策を執るべき期間については、以下のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を受理した場合

(1) 推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、この節に定める措置（以下「後発地震に対して警戒する措置」という。）を執るものとする。

(2) 当該地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置のうち、情報収集・連絡体制の確認及び施設・装備資機材等の点検等の措置（以下「後発地震に対して注意する措置」という。）を、引き続き、更に1週間継続して執るものとし、当該期間を経過した後は、当該措置は原則解除するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受理した場合

- (1) 推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生した場合は1週間、後発地震に対して注意する措置を執るものとする。
- (2) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面でゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置を執るものとする。
- (3) 当該期間を経過した後は、当該措置は原則として解除するものとする。

第71 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を受理した場合における災害応急対策に係る措置
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を受理した場合には、その後の地震発生に注意しつつ、警戒体制を解除するものとする。ただし、既に災害警備本部等が設置されている場合は、この限りではない。

第72 準用

第26の規定は警察施設等の点検及び整備について、第57の規定は本部長及び関係所属長が行う情報の収集及び伝達について、第59の規定は関係所属長が行う住民等への情報伝達活動について、第61の規定は警戒宣言が発せられた場合の治安の確保について、第62の規定は関係所属長が行う交通対策について、それぞれ準用する。

第2節 地震防災上必要な訓練及び教養

第73 訓練の実施

関係所属長は、南海トラフ地震に係る地震災害警備訓練の実施に努めるものとする。

第74 訓練の内容

関係所属長が訓練を行う場合は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に伴う情報伝達、地震防災応急対策及び災害発生後の災害応急対策に係るものを内容とし、図上訓練、実動訓練、情報伝達訓練等を反復して実施するものとする。この場合において、可能な限り他の防災関係機関と連携し、多数の住民等の参加を得て総合的かつ実戦的に行うように努めるものとする。

第75 警察職員に対する教養

関係所属長は、所属職員に対し、南海トラフ法に係る地震防災に関する知識、防災機関の果たすべき役割、災害警備活動要領等について計画的に教養を行うものとする。

第76 住民等に対する防災知識の普及

関係所属長は、住民等に対する防災知識の普及に当たっては、防災関係機関等と積極的に連携し、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容及びこれに基づき執られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び地震が発生した場合の、交通の方法に関する教則に基づく自動車運転者の執るべき措置の内容

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び地震が発生した場合の正確な情報入手の方法

(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に講ずる地震防災応急対策等の内容

第5章 その他の自然災害対策

第1節 風水害対策

第77 住民の防災活動の促進

- 1 関係所属長は、関係機関と連携して次に掲げる措置を執ること。
 - (1) 各種講習会、研修会等を通じての避難場所、避難路等の周知徹底
 - (2) ミニ広報紙等を通じ、土砂災害危険箇所、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合のとりべき行動等についての周知徹底
 - (3) 自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性の周知
- 2 関係所属長は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練を実施すること。

第78 警察施設等の災害対策

関係所属長は、水害のおそれのある地域の警察施設等については、非常用電源設備の整備に努めるとともに、その設置場所や物資の保存場所を想定浸水深より高い位置にするなど、対応力の強化を図ること。また、公用車についても、浸水被害が想定される場合にはあらかじめ想定浸水深よりも高い位置に車両の退避場所を確保するなどの対策に努めるものとする。

第79 風水害発生直前の対策

- 1 関係所属長は、各種防災気象情報を確認し、管轄区域で風水害が発生するおそれが高いと認められる場合は、交通機関の途絶等職員の招集が困難となる事態を予想しつつ、早期に必要な職員を招集し、所要の警備体制を確立するものとする。
- 2 関係所属長は、風水害の発生するおそれがある場合は、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行うこと。この場合において、危険と認められるときは、当該市町村や関係機関と連携を図りつつ、住民等に対する避難のための指示等を行うとともに、次に掲げる事項に配慮するものとする。
 - (1) 避難指示等の伝達は、交番等の勤務員を活用して迅速かつ的確に行うよう努めること。
 - (2) 避難誘導に際しては、避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、風水害の概要その他の避難に資する情報の伝達に努めること。
 - (3) 航空機、船舶等による避難も必要に応じて実施すること。
 - (4) 情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮すること。
- 3 関係所属長は、河川管理者等がダム、堰、水門等の操作を行うに当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、交番等の勤務員や各種広報媒体を通じて住民等に対して当該操作に関し必要な事項を周知徹底すること。

第80 風水害の拡大防止と二次災害の防止活動

警察署長は、浸水被害が発生した地域又は土砂崩落等の発生の危険性が高いと判断される箇所について、救命胴衣など受傷事故防止に資する災害警備用装備資機材を携行・着装した上で、二次災害防止のため適切な警戒及び避難措置を講じること。

第2節 火山災害対策

第81 火山防災協議会への参画

本部長及び関係所属長は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第4条第1項に基づき、県及び市町村が組織する火山防災協議会における協議に積極的に参画するものとする。

第82 火山災害対策用装備資機材の整備充実等

関係所属長は、ガス検知器、防毒マスク等の火山災害警備用装備資機材の整備充実に努めるものとする。

第83 火山災害発生直前の対策

- 1 関係所属長は、気象庁から火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合には、自治体等と連携して、速やかに交番等の勤務員や各種広報媒体を活用して住民等に対し、当該情報を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- 2 関係所属長は、市町村長が警戒区域を設定した場合には、適切な避難誘導を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難措置を執るものとする。この場合において、避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路の所在その他の避難に資する情報の伝達に努めるとともに、避難行動要支援者等に配慮するものとする。

第84 二次災害の防止

- 1 関係所属長は、警察職員が災害応急対策のため警戒区域内で活動するときは、ヘルメット、ゴーグル、防毒マスク、照明器具、ガス探知器等の装備資機材を確実に装着又は携行させること。
- 2 関係所属長は、救出救助活動、捜索活動等のため警察職員が警戒区域内で活動するときは、関係機関と緊密に連携し、当該警察職員の安全確保のために必要な措置を講ずること。
- 3 関係所属長は、降雨による土石流等の発生に留意し、二次災害の防止に努めること。

第85 継続災害への対応

関係所属長は、火山活動が長期化した場合は、火山の活動状況に応じた適切な対策を講じること。

第3節 雪害対策

第86 基本方針

本部長及び関係所属長は、雪による被害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合は、住民の生命及び身体の保護を第一とした警備活動を実施するものとする。

第87 事前の措置

関係所属長の行う事前の措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係機関と連携して危険地域の状況、被害予想規模等を事前に調査して、雪による災害発生時に活用すること。
- (2) 警備体制を整備するほか、関係機関との協力体制の確立に努めること。

- (3) 雪による災害の発生が予想される地域に対し、情報の収集と関係者への伝達・広報を行うこと。
- (4) 地域の特殊性を考慮し、信号機、交通情報板等の施設について、雪害に強い施設の整備に配慮するとともに、雪害時の交通管理体制の整備を図ること。
- (5) 積雪量等の気象状況に関する情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制の整備を図ること。
- (6) 緊急交通路の確保に備え、緊急度、重要度等を考慮して、交通規制等を検討すること。

第 88 雪による災害発生時の措置

関係所属長の行う雪による災害発生時の措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害状況を把握し、被災地の警戒を実施すること。
- (2) 人の生命及び身体に危害の及ぶおそれがある場合は、市町村長と協力して避難誘導に当たるとともに、雪による災害が発生したときは、被災者の迅速な救出救助活動を行うこと。
- (3) 雪による災害で孤立した地域がある場合は、関係機関が行う医療関係者、緊急物資等の搬送に協力すること。
- (4) 雪による立ち往生車両が発生した場合は、車内にいる運転者等に対し、排気ガス（一酸化炭素）による中毒の防止に関する呼び掛けを行うこと。

第 89 雪による災害発生後の措置

関係所属長の行う雪による災害発生後の措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警戒を強化し、不法事案の予防及び取締りを行うこと。
- (2) 行方不明者の搜索、死体の収容、調査等を行うこと。
- (3) 災害に関する広報を実施するとともに、関係機関等が行う応急対策、救護活動等に協力すること。

第 90 交通対策

- 1 関係所属長は、雪による災害で生じた交通障害状況を早期に把握するための交通情報収集体制を整備強化すること。
- 2 関係所属長の行う交通規制の実施は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 雪による交通障害の発生が予想される場合は、道路管理者に対して、早期の除排雪を要請すること。
 - (2) 緊急交通路を確保するため、必要により主要道路の交通要点において交通検問を実施し、緊急通行車両以外の車両に対する通行止め、迂回誘導等の必要な措置を執ること。
- 3 関係所属長は、雪による災害で生じた交通障害及び交通規制情報は、交通管制センター等を通じて広報するほか、交通障害場所に通ずる主要地点において、広報車両等による広報も併せて実施すること。

第 6 章 事故災害対策

第 1 節 基本方針

第 91 迅速な初動活動

関係所属長は、事故災害が発生した場合は、情報収集、搜索、救助、避難誘導、立入禁止措置等の初動活動を迅速かつ的確に実施すること。

第 92 捜査主管課との連携

関係所属長は、捜査主管課と密接な連携の下、総合的な事故災害対策を推進するものとする。

第 2 節 事前の措置

第 93 関係機関との連絡体制の確立

- 1 関係所属長は、事故災害対策に関し、平素から地方自治体、消防機関、関係業者その他の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。
- 2 関係所属長は、各種事故災害の防止対策に関し、関係業者、関係機関等に対して平素から適切な指導及び要請を行うとともに、災害の発生の危険を認知した場合には迅速に通報し、災害の発生の防止に努めるものとする。

第 94 実態把握と基礎資料の整備

関係所属長は、各種事故災害に関し、危険箇所、関係事業及び関係施設の実態等を把握するとともに、周辺の地図、医療機関、避難施設、関係機関の所在地、連絡先等の基礎資料を整備しておくものとする。

第 3 節 災害発生時における措置

第 95 情報の収集及び報告

- 1 関係所属長は、事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、直ちに署員等を現場に急行させ、事案の概要、被害の状況、現場の状況等に関する情報収集を迅速に実施し、本部長に報告するものとする。
- 2 本部長は、速やかに被害状況を警察庁及び関東管区警察局に報告するとともに、県境付近における災害や広域にわたる災害については隣接する県の警察本部に連絡し、連携して対策を講ずるものとする。

第 96 二次災害等の防止

- 1 関係所属長は、被害の拡大の可能性、二次災害の発生の危険性及び災害応急活動の必要性を判断し、必要がある場合には、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に実施すること。
- 2 関係所属長は、事故災害現場における救出救助活動等に当たっては、爆発、危険物の流失等に伴う二次災害の防止のため、監視員を置くなどの措置を確実に行うこと。
- 3 関係所属長は、危険物等に関連した事故災害については、科学防護服等を着用するなど受傷事故の防止に万全を期するとともに、危険物の除却に努めるものとする。

第 7 章 原子力災害対策

第 1 節 基本方針

第 97 対象とする原子力災害

県外の原子力事業所の事故等により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 2 条第 2 号に規定する原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となる又はそのおそれがある原子力災害とする。

第 98 迅速な初動対応

本部長及び関係所属長は、平素から国、県及び関係市町村並びに防災関係機関、団体等と緊密な連携を図るとともに、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に

は、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な原子力災害警備諸対策を直ちに実施する警備体制を確立するものとする。

第2節 災害発生時における措置

第99 関係機関との相互連携

本部長及び関係所属長は、関係機関と緊密に連携し、情報の収集及び交換、防災対策の調整等に努めるものとする。

第100 警備体制

1 災害警備連絡室の設置

警備部長及び関係警察署長は、原子力事業所の事故により放射性物質の拡散が発生するおそれのあるときその他必要と認めたときは、準備体制を執り、警備第二課に本部災害警備連絡室を、警察署警備課に警察署災害警備連絡室を設置するものとする。

2 災害警戒本部の設置

本部長及び関係警察署長は、原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときその他必要と認めたときは、警戒体制を執り、警備第二課に本部災害警戒本部を、警察署警備課に警察署災害警戒本部を設置するものとする。

3 災害警備本部の設置

本部長及び関係警察署長は、原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったときその他必要と認めたときは、直ちに非常体制を執り、警察本部に本部災害警備本部を、警察署に警察署災害警備本部を設置するものとする。

第101 原子力災害警備活動

原子力災害警備活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原子力災害情報の収集及び住民等への伝達
- (2) 住民等に対する屋内退避指示等の情報伝達
- (3) 避難誘導活動等
- (4) 緊急交通路確保等の交通対策活動
- (5) 広報活動
- (6) その他原子力災害警備活動上必要な警察活動

第102 警察職員の被ばく防止

- 1 本部長及び関係所属長は、警察職員に対し、原子力災害警備活動用装備資機材の活用等放射性物質による汚染を防ぐための必要な指示を行うとともに、警察職員の安全確保のため、関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。
- 2 警察職員は、被ばくを防止するため、放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスク、個人線量計その他の装備資機材を有効に活用するものとする。
- 3 本部長及び関係所属長は、警察職員の被ばくを最小限に抑えるため、被ばく線量を組織的に管理し、健康管理対策を実施するものとする。
- 4 本部長及び関係所属長は、警察職員が被ばくの可能性がある環境下で、原子力災害法第26条が規定する緊急事態応急対策又は人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合の放射線被ばく線量が次に掲げる限度を超えないように措置を講ずるものとする。

- (1) 男性職員が緊急事態応急対策に従事する場合
5年間の実効線量の限度 100 ミリシーベルト
1年間の実効線量の限度 50 ミリシーベルト
- (2) 女性職員が緊急事態応急対策に従事する場合
3か月間の実効線量の限度 5 ミリシーベルト
- (3) 妊娠中の女性職員が緊急事態応急対策に従事する場合
体内に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（いわゆる内部被ばく）による実効線量の限度 1 ミリシーベルト（ただし、いわゆる外部被ばくについては、(2)を限度とする。）
- (4) 人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合（女性職員を除く）
活動期間中の実効線量の限度 100 ミリシーベルト

様式・別添 （略）